

りゅうじん居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 真正会が開設する りゅうじん居宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1、本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2、本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な派遣医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平かつ中立に行う。
- 4、事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5、事業の運営にあたっては、前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」を遵守する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 りゅうじん居宅介護支援センター
- 2、所在地 和歌山市北中島1丁目5番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名(常勤・兼務)

介護支援専門員であり、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2、介護支援専門員 2名(常勤専従0名、常勤兼務2名、)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適

切に利用できるよう、サービスの種類、内容の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、国民の休日、12月30日から1月4日迄、8月13日から16日まで休日とする。

(イ) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分(但し木曜日と土曜日は午後12時30まで)

(ウ) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1、利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談を受ける場所
事業所の相談室

2、課題分析の実施

①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③使用する課題分析表の種類は、三団体ケアプラン策定研究会方式を用い、利用者及び家族の状況によりニーズを明確に把握し課題分析を行う。

3、居宅サービス計画原案の作成

利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを利用する上での留意事項を記載したサービス計画の原案を作成する。

4、サービス担当者会議等の実施

①居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

②居宅サービス計画の作成後も、要介護(更新)認定、要介護状態区分の変更認定を受

けた時は、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5、居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。また、居宅サービス計画は、利用者及び指定居宅サービス等の担当者に交付するものとする。

6、居宅サービス計画の実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

7、介護支援専門員の居宅訪問頻度

サービス実施状況にあたっては、少なくとも一月に一回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をするとともに、少なくとも一月に一回は居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録するものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- 1、法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示上の額)によるものとする。
- 2、提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 3、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印) 受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、和歌山市、海南市の区域とする。

但し、必要に応じ通常区域以外の相談にも対応します。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 1、本事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2、本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ①採用時研修 採用後一月以内
- ②継続研修 年二回

- 3、職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 5、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うものとする。
- 6、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 7、この規定に定める事項の外、運営に関する十条事項は医療法人 真正会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日 から施行する。